

業務部 知的資産専門部会

研修会「著作権のことをもっと知ろう！」報告

業務部 知的資産専門部会 委員 上辻 靖夫

- 日 時：平成30年1月25日(木) 13:30～16:40
- 場 所：兵庫県行政書士会 研修室
- 内 容：第1部 行政書士が知っておきたい著作権判例
第2部 著作権契約書作成実務「ひな形に頼っていたらえらいことに!!」
- 講 師：上辻 靖夫 会員(業務部 知的資産専門部会委員、阪神支部)
- 参加者：参加会員：18名、専門部会役員：5名

4月号に掲載した第1部の報告に続き、第2部の内容を報告します。一般社団法人日本書籍出版協会がネットで公開している「出版契約書」(2017年版) <http://www.jbpa.or.jp/publication/contract.html>を手元において、読み進んでいただけましたら幸いです。

第2部「著作権契約書作成実務『ひな形に頼っていたらえらいことに!!』」

●はじめに

2010年ぐらいまでは、出版業界では、著作者・著作権者との書面による出版契約をあまり締結してこなかった。しかしながら、2011年4～5月の日本書籍出版協会の調査では、契約書締結割合は73.3%に急増して、現在も増えている。その背景にはコンテンツビジネスの拡大がある。日本のコンテンツ産業の市場規模は2016年度実績で12兆3929億円となっている。減少傾向にあったコンテンツ産業全体の市場規模を微増にもたらしめているのは、デジタルコンテンツビジネスの健闘によるものである。契約書締結件数の増加の背景には、デジタルコンテンツをめぐる契約内容の多様化等があったのである。

さて、今回は出版契約書を取り上げる。契約の当事者は、ライセンサーとしての著作権者とライセンシーとしての出版権者である。ネットで「出版契約書」を検索すると、一般社団法人日本書籍出版協会の「出版契約書」がヒットし、無料でダウンロードできるようになっている。

契約書とは、たいていの場合、用意した方が有利になっているものである。今回は、ライセンシーが用意したので、ライセンサーがそのまま使用したら、どのような不利な条件になっているのかを解説する。

契約書の検討の前に、著作権法改正と出版権の定義との関係を簡単に整理しておく。平成27年1月1日からの「出版権」とは、以下の方法で著作物を利用することを意味する。

- ①紙媒体出版物(オンデマンド出版を含む)として複製し、頒布すること
- ②DVD-ROM、メモリーカード等の電子媒体(将来開発されるいかなる技術によるものをも含む)に記録したパッケージ型電子出版物として複製し、頒布すること
- ③電子出版物として複製し、インターネット等を利用し公衆に送信すること(本著作物のデータをダウンロード配信すること、ストリーミング配信等で閲覧させること、および単独で、または他の著作物と共にデータベースに格納し検索・閲覧に供することを含むが、これらに限られない)

著作権法改正法施行前(平成26年12月31日まで)の出版権とは①のみを意味する。それゆえ、改正法施

行前に締結した出版契約書において、電子出版の規定がないときは、紙媒体のみが許諾された出版契約になっていることに留意する。

上記中②は、商品としての電子出版物（映画やドラマのDVDなど）の販売などをいう。③は、インターネットを介した電子出版物の提供という役務での利用を意味するものである。

●著作権の設定（甲：ライセンサー、著作権者 乙：ライセンシー、出版権者）

第1条（著作権の設定）

(1)甲は、本著作物の著作権を乙に対して設定する。

(2)乙は、本著作物を、日本を含むすべての国と地域において、第2条第1項第1号から第3号までに記載の行為を行う権利を専有する。

(3)甲は、乙が本著作物の著作権の設定を登録することを承諾する。

注：一般社団法人日本書籍出版協会作成「出版契約書」（2017年）より引用

許諾の範囲として、「日本を含むすべての国と地域」は、かなり広いことを肝に銘じるべきである。

出版契約書第2条第1項第1号から第3号とは以下をいう。

（出版契約書第2条第1項）

第1号 紙媒体の出版

第2号 商品としての電子出版物

第3号 電子出版物のインターネットを介した提供

電子出版をする予定もない出版業者に「第2条第1項第1号から第3号までに記載の行為を行う権利を専有」させたら、他に電子出版に強い出版事業者が見つかって、契約期間満了または契約解除後にしか契約できない。日本国内だけで、さらに電子出版を任せる意向がないなら、第1条第2項は以下のようすべきである。

(2)乙は、本著作物を、日本において、第2条第1項第1号に記載の行為を行う権利を専有する。

●二次的利用

第16条（二次的利用）

本契約の有効期間中に、本著作物が翻訳・ダイジェスト版、演劇・映画・放送・録音・録画等その他二次的に利用される場合、甲はその利用に関する処理を乙に委任し、乙は具体的条件について甲と協議のうえ決定する。

注：一般社団法人日本書籍出版協会作成「出版契約書」（2017年）より引用

「出版契約書」というタイトルでありながら、著作権設定に加えて、二次的利用権に関与できる立場をライセンシーに与える幅広い利用権許諾契約になっている。

二次的利用について、ライセンシー（出版権者）にすべて任せたいときは、この条文はそのままにするとして、二次的利用の話があったときに改めて検討したいときは、以下のように変更する。

第16条（二次的利用）

本契約の有効期間中に、本著作物が翻訳・ダイジェスト版、演劇・映画・放送・録音・録画等その他二次的に利用する課題が生じたときは、二次的利用に関する一切の権利は甲に帰属する。

●サブライセンス

第2条（著作権の内容）

(3)甲は、第1項（第1号についてはオンデマンド出版の場合に限る）の利用に関し、乙が第三者に対し、再許諾することを承諾する。

※一般社団法人日本書籍出版協会作成「出版契約書」（2017年）より引用

ライセンサーからみれば、「サブライセンス」（ライセンシーによる第三者への再許諾）により自己のコントロールが届かない状況につながるので、禁止したいところである。一方、ライセンシーからみれば、電子出版のときには電子書店が複製・公衆送信を行うことが一般的であったり、自社の関連会社や子会社に当該事業を行わせたい場合もあり、サブライセンスができることをはじめから条文に入れておきたいところである。

そこで、今回は、双方が納得しやすい条文を考えてみる。

第2条（著作権の内容）

(3)乙は、第1項の利用に関し、第三者に対して再許諾してはならない。ただし、甲が承諾したときはこの限りではない。

●類似著作物の利用

第3条（甲の利用制限）

(1)（略）

(2)（略）

(3)甲が、本契約の有効期間中に、本著作物を著作者の全集・著作集等に収録して出版する場合には、甲は事前に乙に通知し、乙の同意を得なければならない。

※一般社団法人日本書籍出版協会作成「出版契約書」（2017年）より引用

これについては、著作権法第80条第2項との関係で、別の表現も可能となる。著作権法第80条第2項は、以下のような内容となっている。

著作権法第80条（著作権の内容） ※抜粋

(2)著作権の存続期間中に当該著作物の著作者が死亡したとき、又は、設定行為に別段の定めがある場合を除き、著作権の設定後最初の出版があつた日から三年を経過したときは、複製権者は、前項の規定にかかわらず、当該著作物を全集その他の編集物（その著作者の著作物のみを編集したものに限る。）に収録して複製することができる。

著作権者（ライセンサー）側の自由度を確保することを考慮すれば、最初の出版があった日から3年を経過したときは、出版権者（ライセンシー）の同意なしに、著作者の全集・著作集等に収録して出版することができるとした方が有利となるであろう。そこで、「ひな型」第3条第3項は以下のようにするといだろう。

第3条（甲の利用制限）

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 甲が、本契約の有効期間中に、本著作物を著作者の全集・著作集等に収録して出版する場合には、甲は事前に乙に通知し、乙の同意を得なければならない。ただし、出版権の設定後最初の出版があった日から三年を経過したときは、この限りではない。

●出版義務と出版権の消滅請求

第8条（発行の期日と方法）

- (1) 乙は、本著作物の完全原稿の受領後 ____ヵ月以内に、第2条第1項第1号から第3号までの全部またはいずれかの形態で出版を行う。ただし、やむを得ない事情があるときは、甲乙協議のうえ出版の期日を変更することができる。また、乙が本著作物が出版に適さないと判断した場合には、乙は、本契約を解除することができる。
- (2) 乙は、第2条第1項第1号および第2号の場合の価格、造本、製作部数、増刷の時期、宣伝方法およびその他の販売方法、ならびに同条同項第3号の場合の価格、宣伝方法、配信方法および利用条件等を決定する。

※一般社団法人日本書籍出版協会作成「出版契約書」（2017年）より引用

この「ひな型」では、ライセンシー（出版権者）の出版義務の定めがゆるい表現で記載されており、出版義務を果たさなかったときのペナルティの定めもないことが確認できる。

著作権法には、「出版の義務」の定めは第81条にあり、「出版権の消滅の請求」の定めは第84条にある。

著作権法第81条（出版の義務） ※抜粋

出版権者は、その出版権の目的である著作物につき次に掲げる義務を負う。ただし、設定行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。

- 一 複製権等保有者からその著作物を複製するために必要な原稿その他の原品又はこれに相当する物の引渡しを受けた日から六月以内に当該著作物を出版する義務
- 二 当該著作物を慣行に従い継続して出版する義務

著作権法第84条（出版権の消滅の請求） ※抜粋

出版権者が第八十一条第一号の義務に違反したときは、複製権者は、出版権者に通知してその出版権を消滅させることができる。

2. 出版権者が第八十一条第二号の義務に違反した場合において、複製権者が三月以上の期間を

定めてその履行を催告したにもかかわらず、その期間内にその履行がされないときは、複製権者は、出版権者に通知してその出版権を消滅させることができる。

上記の著作権法第81条、第84条においては、出版権者が出版するにあたって必要な原稿等を受け取ってから6か月以内に出版しないときは、著作権者は、出版権者に通知して出版権を消滅させることができるとしている。また、継続して出版する義務を履行しないときは、3か月以上の期間を定めて履行を催告し、催告によっても履行されないときは、出版権を消滅させることができるとしている。そこで、これを念頭に、ランセンサーに有利なように「ひな型」を変更すると、第3項及び第4項を追加した以下のようなになる。

第8条（発行の期日と方法）

- (1)乙は、本著作物の完全原稿の受領後6ヵ月以内に、第2条第1項第1号から第3号までの全部またはいずれかの形態で出版を行う。ただし、やむを得ない事情があるときは、甲乙協議のうえ出版の期日を変更することができる。また、乙が本著作物が出版に適さないと判断した場合には、乙は、本契約を解除することができる。
- (2)乙は、第2条第1項第1号および第2号の場合の価格、造本、製作部数、増刷の時期、宣伝方法およびその他の販売方法、ならびに同条同項第3号の場合の価格、宣伝方法、配信方法および利用条件等を決定する。
- (3)乙がその著作物を複製するための原稿などを受け取ってから6ヵ月以内に出版物を発行しないときは、甲は、乙に通知して、出版権を消滅させることができる。
- (4)乙がその当該著作物を慣行に従い継続して発行（オンデマンド出版を除く）しないときは、甲は、3ヵ月の猶予期間を経た後、不履行を確認したときは、乙の保有する出版権を消滅させることができる。

第4項の「オンデマンド出版」とは、出版予定コンテンツの内容・情報をコンピュータに保存しておいて、注文に応じて必要な部数だけ1冊ずつ制作して配送する出版体制をいう。「紙」出版物の随時発行を主として意味するものであるが、電子出版の場合でもパッケージ商品であれば「オンデマンド出版」は可能と思われる。在庫を保有しないで必要な時に必要なだけの冊数を制作・発送することが出版事業者のメリットとなるものであるが、年間わずかの取り扱い量であっても、継続して出版していると出版権者に主張されると、少ない出版実績でも甘受しなければならないリスクとなるので、「オンデマンド出版を除く」とした。